鹿沼市建設工事総合評価落札方式試行要綱

平成 20 年 7 月 25 日 告示第 117 号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2(同令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、 次に掲げるものとする。
 - (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等(以下「施工能力等」という。)と入札価格を一体として評価することが妥当であると認められる工事
 - (2) その他市長が必要と認める工事

(総合評価の方法)

- 第3条 総合評価落札方式において用いる評価は、次のとおりとする。
 - (1)総合評価点 価格点と価格以外の評価点を合算した評価点
 - (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
 - (3) 価格以外の評価点 施工能力等から算定した評価点
- 2 前項各号の評価点は、別表により配点するものとする。
- 3 大規模な工事、高度の技術を要する工事等であって、鹿沼市入札管理委員会(以下「委員会」という。)が技術的な審査に付すことが必要と認めた場合は、委員会は、学識経験者2名以上を含む技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、入札参加要件や価格以外の要素として評価する項目(以下「評価項目」という。)等の設定に係る審査を審査委員会に委任することができるものとする。
- 4 前項の場合において、審査委員会は自ら設定した評価項目等に則り、入札参加者から提出された価格以外の要素に関する提案(以下「技術提案等」という。)についての審査、及び総合評価点についての審査を行うものとする。この場合においては、次条第2項、第5条から第9条まで、第13条並びに第14条第2号及び第6号の規定は適用しない。

(入札方法及び評価項目算定資料の提出)

- 第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この告示に定めるもののほか、 鹿沼市財務規則(昭和39年鹿沼市規則第7号)第64条から第75条までの規 定により実施するものとする。
- 2 入札者は、価格以外の評価をするための次に掲げる資料(以下「評価項目算定 資料」という。)を入札の公告又は指名通知書に示す期日に提出しなければならな い。
 - (1) 評価項目算定資料の提出について (様式第1号)
 - (2) 評価点算定資料一覧表 (様式第2号)
 - (3) 施工実績評価資料 (様式第3号)
 - (4) 配置予定技術者評価資料 (様式第4号)
 - (5) 下請け予定(実績)一覧表(様式第5号)
- 3 前項の評価項目算定資料を提出しない入札者の入札書は、無効とする。 (実施の適否の審査等)
- 第5条 入札担当課長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、 実施の適否の審査及び落札者を決定するための総合評価の方法(以下「落札者決 定基準」という。)の作成について、あらかじめ鹿沼市技術審査会(以下「審査会」 という。)に審査等依頼書(様式第6号)により依頼するものとする。
- 2 審査会の長は、総合評価落札方式に関する評価調書(様式第7号)及び価格以外の評価点の算定方法(個別工事)(様式第8号)を作成し、審査等結果報告書(様式第9号)により入札担当課長に報告するものとする。
- 3 審査会は、入札担当課の職員(入札担当課長を除く。)及び工事担当課の職員の うち必要な職員をもって組織する。

(学識経験者の意見聴取)

- 第6条 市長は、前条第2項の規定による報告の結果を踏まえ、落札者決定基準を 定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識 経験者」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定による意見聴取は、総合評価落札方式による発注について(様式第 10号)によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、学識経験者の意見を聴くものとする。

(実施の適否及び落札者決定基準の決定)

第7条 委員会は、前条第1項の規定による意見聴取の結果を踏まえ、総合評価落 札方式による入札実施の適否及び落札者決定基準を決定するものとする。

(価格以外の評価点の審査等)

- 第8条 審査会は、価格以外の評価点の審査を行うものとする。
- 2 委員会は、前項の審査の結果を踏まえ、価格以外の評価点を決定するものとする。

(価格以外の評価点の審査結果公表及び疑義照会)

- 第9条 市長は、前条第2項の規定による決定の結果について、公表するものとする。
- 2 入札者は、前項の規定により決定の結果が公表された日及びその翌日に限り、 自らの評価点について、価格以外の評価に係る疑義について(照会)(様式第 11号)により疑義の照会をすることができるものとする。
- 3 審査会は、前項の規定による疑義の照会があったときは、価格以外の評価点の 再審査を行うものとする。
- 4 委員会は、前項の再審査の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、価格以外の評価点の決定を修正することができるものとする。この場合において、価格以外の評価点の決定を修正したときは、市長は、その修正した内容について公表するものとする。
- 5 市長は、前2項の規定による審査の結果を、価格以外の評価に係る疑義について(回答) (様式第12号) により入札者に回答するものとする。

(入札書の開札及び総合評価点の算出)

- 第10条 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。
- 2 総合評価点の算出は、入札書が無効でない者のうち、入札書に記載した金額が 予定価格の制限の範囲内の者について行う。

(落札第1順位者の決定方法)

- 第11条 落札第1順位者(以下「落札候補者」という。)は、総合評価点の最も高い者とする。この場合において、最も高い者が2以上いるときは、当該落札候補者に連絡の上、くじ引により決定するものとする。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、当該落札候補者が出席できないときは、入札事 務に関係のない職員にくじを引かせて決定することができるものとする。

(低入札価格調査制度の適用について)

第12条 落札候補者の入札価格が鹿沼市低入札価格取扱要綱(平成13年鹿沼市 告示第47号)第3条に規定する調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調 査制度を適用する。 (落札者の決定)

- 第13条 市長は、落札候補者が決定し、第6条の規定に基づく意見聴取において、 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとされた場合には、 総合評価落札方式による落札者の決定について(様式第13号)により、学識経 験者の意見を聴かなければならない。ただし、第6条の規定に基づく意見聴取に おいて、改めて意見を聴く必要がないとされた場合は、この限りでない。
- 2 前条の規定により低入札価格調査制度が適用となった場合において、落札候補 者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあ ると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す こととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の 制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を落 札候補者とし、前項の規定により学識経験者の意見の聴取を行う。
- 3 委員会は、前2項の規定による意見聴取の結果を踏まえ、落札者を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により落札者が決定したときは、その結果を公表するものとする。

(入札参加者への周知)

- 第14条 市長は、入札参加者に対し入札の公告又は指名通知書により次の事項を 周知するものとする。
 - (1)総合評価落札方式を採用していること。
 - (2) 評価項目算定資料を提出すること。
 - (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
 - (4) 落札者決定基準及び落札決定方法に関すること。
 - (5)総合評価に関する審査結果が公表されること。
 - (6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(価格以外の評価内容の確保)

- 第15条 市長は、評価項目算定資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった ときは、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講ずるものとする。 (秘密の保持)
- 第16条 総合評価に関する審査結果を除き、この告示に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- この要領は、平成20年8月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成24年9月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成25年11月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成26年8月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成27年8月1日から適用する。 附 則
- この要領は、令和元年6月1日から適用する。 附 則
- この要領は、令和4年10月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算定する。

総合評価点=価格点+価格以外の評価点

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点は、合計を100点とし、それぞれの配点は、次によるものとする。

- (1) 価格点 80点
- (2) 価格以外の評価点 20点
- 3 価格点の算定方法
 - (1) 価格点は、次の算式により算定する。 価格点=配点×最低価格/入札価格(小数点以下第4位は、四捨五入する。)
 - (2) 最低価格及び入札価格は次のとおりとする。

ア 全入札者 (入札書が無効でない者) が、低入札調査基準価格以上の価格で入 札を行った者である場合

最低価格 各入札者の入札金額(消費税等を含まない。以下、同じ。)の うち最低の金額

入札金額 各入札者の入札金額

イ 全入札者(入札書が無効でない者)のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

最低金額 低入札調査基準価格(消費税等を含まない。以下、同じ。)

入札金額 各入札者の入札金額 (ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の場合は、低入札調査基準価格)

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は入札に係る工事ごとに定め、入札者が提出した評価項目算 定資料(添付書類を含む。)により、評価項目算定資料提出日(以下「評価基準 日」という。)現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評 価点の合計とする。

	評価項目	評価内容	配点	評価基準	配点
	同種・類似工 事の施工実 績	同種・類似工事を元請けとして施工 した実績(特定建設工事共同企業体 の構成員としての実績を含む。)に より評価する。 評価の対象とする工事は、評価基準 日までに完成引渡しが完了した3 に掲げる工事とする。	2.5 点	個別工事ごとにる。	定め
企	工事成績	過去5カ年度の <u>○○○○(工種)</u> に おける工事成績評定点(特定建設工 事共同企業体の構成員としての評 定点を含む。)の平均値(小数点以	2.0 点	80 点以上 75 点以上 80 点未満	2.0 点
一業の施工		下第3位は、四捨五入する。)により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平		65 点以上 75 点未満 60 点以上	1.0点
上能力		均値を60点未満とみなす。 評価の対象とする工事は、評価基準 日の属する年度の前5カ年度に竣 工した鹿沼市発注の予定価格130万 円以上の〇〇〇〇(工種)工事とす る。		65 点未満60 点未満	0 点
	優良建設業 者表彰	過去5カ年度(公告日の属する年度を含む。)における「鹿沼市優良建設業者表彰規定」に基づく、〇〇〇〇(工種)工事での受賞歴の有無について評価する。特定建設工事共同事業体での受賞は各構成員を評価する。	2.0 点	2回以上 1回 無し	2.0点
配置予定技術	同種・類似工 事の施工経 験	同種・類似工事を主任技術者、監理 技術者又は現場代理人元請として 施工した経験(特定建設工事共同企 業体の構成員としての経験を含 む。)により評価する。	2.5 点	個別工事ごとに	定める。
者の能力	保有資格	配置予定主任技術者の保有する資格を評価する。	1.5 点	個別工事ごとに	定める。
人材育成	若年の技術 者及び技能 労働者の雇 用実績	鹿沼市在住の若年(評価基準日の属する年度の末日において34歳以下)の技術者及び技能労働者の雇用実績を評価する。	1.0 点	5 人以上 2 名以上 1 名以下	1.0 点 0.5 点 0 点

	女性の技術 者又は技能	鹿沼市在住の女性正規社員の技術 者又は技能労働者の雇用実績を評	1.0 点	有り	1.0 点
	労働者の雇	価する。		無し	0 点
	用実績				
	障がい者雇	鹿沼市在住の身体及び精神障がい	1.0点	有り	1.0点
	用の実績	者の雇用実績を評価する。		無し	0 点
	地域活動の	下記の3項目のうち、(特定建設工	1.5点	3 項目	1.5 点
	実績	事共同企業体の場合は代表又は構			1 0 H
		成員いずれか。)5年間に実績を有		2 項目	1.0 点
		する項目数で評価する。		1項目	0.5点
		(①と②は鹿沼市又は栃木県との		1 7 1	0.0 /5
		契約)			
地		①愛ロード、愛リバーのボランティ ア活動実績		無し	0 点
域		②除雪業務委託契約、道路保守業務			
貢		委託契約の履行実績			
献		③マイチャレンジ、インターンシッ			
		プによる学生の受入実績			
	当該工事に	鹿沼市内に本店を有する地元(市	5.0 点	個別工事ごとに	定める。
	おける地元	内)業者に支払う下請負金額によっ			
	(市内)業者	て評価する。			
	への下請				
		合 計		2 0 点	į

年 月 日

鹿沼市長 殿

住所(所在地)商号又は名称印 代表者氏名

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事箇所
- 3 評価項目算定資料
 - (1) 評価点算定資料一覧表 (様式第2号)
 - (2) 施工実績評価資料 (様式第3号)
 - (3) 配置予定技術者評価資料 (様式第4号)
 - (4) 下請け予定 (実績) 一覧表 (様式第5号)

 【連絡先】担当者
 所
 属

 氏
 名

 電話番号
 F A X

評価点算定資料一覧表

工事名:		

商号又は名称: 評価項目 区分 提出書類 提出枚数 (様式第3号) 施工実績 1 施工実績 有・無 枚 評価資料及び添付書類 工事成績 2 優良建設業者表彰 3 (様式第4号)配置予定 配置予定技術者の施工経験 有・無 枚 4 技術者評価資料 配置予定技術者の保有資格 有•無 技術者証明書及び直接 若年技術者及び技能労働者の雇 有・無 枚 6 的かつ恒常的な雇用を 用実績 客観的に証明できるも 7 女性技術者及び技能労働者の雇 有・無 枚 用実績 障がい者手帳の写し及 障がい者雇用実績 有・無 枚 8 び直接的かつ恒常的な 雇用を客観的に証明で きるもの 下記の3項目の業務委 9 地域活動の実績 有・無 枚 託契約書等の写し (①と②は鹿沼市又は 栃木県との契約書等) ① 愛ロード、愛リバー の活動実績 ② 除雪業務委託契約、 道路保守業務委託契 約の履行実績 ③ マイチャレンジ、イ ンターンシップによ る学生の受入実績を 客観的に証明できる もの (様式第5号)下請け予 有・無 10 地元 (市内)業者への下請 枚

(注) 1 本書は、入札の公告又は指名通知書に示す総合評価点算定基準に基づき 記入し、提出書類の欄に掲げる書類を提出すること。

定(実績)一覧表

2 区分の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第3号(第4条関係)

施	-	/ : /	績	評	/ 	資	料
húh	- 1	実	公古	≅1/-	価	¥	米少
<i>J</i> JU		_	小只	нι	ІЩЦ	只	7171

工事名:				
去 F. マ ル タ:	# .			

	発注者名								
工	工事名								
	工事箇所								
事	請負金額				円 (円)	
	工期		年	月	日	~	年	月	日
概	受注形態								
要	工事概要								
等	CORINS 登録の								
	有無	・有り	(CORINS	登録番	:号)		無し	,	

(注)

- 1 本書は、入札の公告又は指名通知書に示す総合評価点算定基準に基づき作 成すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 請負金額の()は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。 3
- 受注形態は、単体又は○○・□□JⅤ(出資比率○○%)と記載すること。
- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載 すること。
- 6 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事で、かつ完了していることを 証明できるもの(竣工時工事カルテ(登録内容確認書)、契約書、設計書、仕 様書、図面等の写し)を添付すること。
- 7 複数の同種類似工事の施工実績のある場合は、その実績すべてについて、 この資料を作成すること。

様式第4号(第4条関係)

配	置	予	定	技	絣	者	評	価	資	料
	<u> </u>	1	Λ_	1/2	N1.1	´ 🖂	μі	ΙЩ	夂	71-1

$\mathbb{T}^{\frac{1}{2}}$	事名	:									
					商号又的	は名称	:				
区				分	主任技術者 監理技術者	ふりが 氏さ	^{がな} 名				
所		属	会	社							
国家	を資本	各証明	書等の	番号			取得	年月日	年	月	日
監理	里技術	ド者資	格者証	番号			交付	年月日	年	月	日
監理	技術	者講習	習修 了 缸	E番号			修了	年月日	年	月	日
	ı			1		•					
	発	注	者	名							
工	工		事	名							
	工	事	筃	所							
	請	負	金	額							

事「工 期 年 年 月 月 日 日 ~ 従 事 役 職 経 概 工 事 要 験

無し

CORINS 登録の有無 ・有り (CORINS 登録番号)

(共通)

- 1 本書は、入札の公告又は指名通知書に示す総合評価点算定基準に基づき記入すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合であっても、配置予定技術者の有 する資格証明書等の写しを添付し本書を提出すること。
- 3 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者(以下「技 術者」という。)について作成すること。
- 4 技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を技術者とすることができる。この場合において、本書は、評価基準を満たすか否かにかかわらず、すべての技術者数分作成するものとし、すべての技術者は、資格要件等を満たさなければならない。
- 5 実際の工事の施工に当たって、種々の状況からやむを得ないものとして発注 者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。
- 6 複数の同種類似工事の工事経験のある場合は、その工事経験すべてについて、 この資料を作成すること。

(資格について)

7 国家資格者等にあっては、当該資格証明書等の写しを添付すること。この場合において、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。

(工事経験について)

- 8 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 9 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料(様式第3号)の工事と同一でなくてもよい。
- 10 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事で、かつ完了していることを証明できるもの(竣工時工事カルテ(登録内容確認書)、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し)を添付すること。

下請け予定(実績)一覧表

請負業者名

工事名 担当者氏名

No	下請けに付する工種及び数量	材料込別	下請業者名	下請業者所在地	地域区分	予定金額 (円)	最終請負金額 (円)
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					市内 • 市外		
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					市内 • 市外		
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					市内 · 市外		
					合計		

[※]金額は、消費税抜きの金額で記入すること。

[※]工事完成時に施工体制台帳の写し及び下請負契約書の写しを併せて、改めて提出すること。

様式第6号(第5条関係)

審査等依頼書

年 月 日

技術審査会長 様

入札担当課長

鹿沼市建設工事総合評価落札方式試行要綱第5条第1項の規定により、下記の工事について、総合評価落札方式による入札の実施の適否の審査及び落札者決定基準の作成を依頼します。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所

様式第7号(第5条関係)

総合評価落札方式に関する評価調書

契約番号	入札執行課所	エ	事	名	I	事	所	予定価格(税抜き)(円)	区分	総合評価による理由	エ	事	概	要

【配点】

					価格り	人外の評価項目及び	評価点					
価格点	施工実績	工事成績	優良業者表彰	技術者の 施工経験	保有資格	若年の技術者及び技能 労働者の 雇用実績	女性の技術者及び技能 労働者の 雇用実績	障がい者の 雇用実績	地域貢献活動	地元業者 への下請	小計	合計
80	0 2.5	2.0	2.0	2.5	1.5	1.0	1.0	1.0	1.5	5.0	20.0	

【価格以外の評価結果】

国ログニシニ国告	2112											
		価格以外の評価項目及び評価点										
入札者	施工実績	工事成績	優良業者表彰	技術者の 施工経験	保有資格	若年の技術者及び技能 労働者の 雇用実績	女性の技術者及び技能 労働者の 雇用実績	障がい者の 雇用実績	地域貢献活動	地元業者 への下請	小計	備考
												l
												ĺ
												1

【総合評価結果】				【 年	月 日公表】				
入札者	入札書記載金額(税抜き) (円)	価格点	価格以外の評価点	総合評価点	落札者	学識経験者の意見聴取			
						学識経験者氏名	落札決定基準	落札者決定時の意見聴取の要否	

様式第8号(第5条関係)

価格以外の評価点の算定方法 (個別工事)

工事名:

工事箇所:

- 1 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。
 - (1) 価格点 80点
 - (2) 価格以外の評価点 20点
- 2 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料(添付書類を含む。) により評価項目算定資料提出日(以下「評価基準日」という。)現在において次 の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目		評価内容	配点	評価基準	配点
企業の施工能力	評価項目 同種・類似 工 事 の 工実績 工事成績	評価内容 同種・類似工事を元請けとして施工した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)により評価する。 評価の対象とする工事は、評価基準日までに完成引渡しが完了した3に掲げる工事とする。 過去5カ年度の〇〇〇(工種)における工事成績評定点(特定建設工事共同企業体の構成員としての誤以下点を含む。)の平均値(小数点以下第3位は、四捨五入する。)により	配点 2.5点 2.0点	評価基準 実績あり 実績無し 80 点以上 75 点よ満	配点 実績の内 容により 配点 0点 2.0点 1.5点
		評価する。 対象となる評定点がない場合は、平 均値を60点未満とみなす。 評価の対象とする工事は、評価基準 日の属する年度の前5カ年度に竣 工した鹿沼市発注の予定価格130万 円以上の工事とする。		65 点以上75 点未満60 点未満60 点未満	1.0点
	優良建設業者表彰	過去5カ年度(公告日の属する年度 を含む。)における「鹿沼市優良建 設業者表彰規定」に基づく、〇〇〇 (工種)工事での受賞歴の有無につ	2.0点	2回以上	2.0点

	1	ンママケーフ		duri)	1 1
		いて評価する。 特定建設工事共同事業体での受賞 は各構成員を評価する。		無し	0 点
配置予定技術者の能力	同種・類似 工事の施 工経験	同種・類似工事を主任技術者、監理 技術者又は現場代理人元請として 施工した経験(特定建設工事共同企 業体の構成員としての経験を含	2.5点	実績あり	実績の内容により配点
		む。)により評価する。 評価の対象とする工事は、評価基準 日までに完成引渡しが完了した3		実績無し	0 点
	保有資格	に掲げる工事とする。 配置予定主任技術者の保有する資格を評価する。 評価の対象とする資格は、4に掲げる資格とする。	1.5点	資格有り	資格の内 容により 配点 0点
人材育成	若年の技術者及び	鹿沼市在住の若年の技術者及び技能労働者の雇用実績を評価する。 ・評価基準日の属する年度の末日において34歳以下の技術者又は34歳以下の技能労働者であること。 ・評価基準日の時点で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	1.0点	5人	1.0 点
	技能労働者の雇用			2名	0.5 点
	実績			1名	0 点
	女性の技	鹿沼市在住の女性正規社員の技術者又は技能労働者の雇用実績を評価する。 ・評価基準日の時点で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	1.0点	有り	1.0 点
	者の雇用実績			無し	0 点
	障がい者雇用の実	鹿沼市在住の身体及び精神障がい 者の雇用実績を評価する。 ・評価基準日の時点で3か月以上の	1.0点	有り	1.0点
	績	直接的かつ恒常的な雇用関係があること。		無し	0 点
地域貢献	地 域 活 動の実績	下記の3項目のうち、(特定建設工事共同企業体の場合は代表又は構	1.5点	3項目	1.5 点
		成員いずれか。)5年間に実績を有 する項目数で評価する。		2項目	1.0点
		(①と②は鹿沼市又は栃木県との 契約)		1項目	0.5 点

		①愛ロード、愛リバーのボランティ		該当なし	0 点
		ア活動実績			
		②除雪業務委託契約、道路保守業務 委託契約の履行実績			
		③マイチャレンジ、インターンシッ			
		プによる学生の受入実績			
	当該工事		5.0点	個別工事ご。	とに定める。
	における	鹿沼市内に本店を有する地元(市			
	地元(市	内)業者に支払う下請負金額によっ			
	内)業者へ	て評価する。			
	の下請				
		合 計		2 0) 点
3	価格以外の評	価項目における同種・類似工事は、ど	欠の条件	に該当する工	事とす
る。					
4	価格以外の評	価項目における保有資格とは、次の資	資格等で	ある。 	
5	特記事項				

様式第9号(第5条関係)

審查等結果報告書

年 月 日

入札担当課長 様

技術審査会長

鹿沼市建設工事総合評価落札方式試行要綱第5条第2項の規定により、総合評価落札方式による入札の実施の適否の審査及び落札者決定基準の作成の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 審査結果

添付書類 1 総合評価落札方式に関する評価調書 (様式第7号)

2 価格以外の評価点の算定方法 (個別工事) (様式第8号)

様式第10号(第6条関係)

第 号年 月 日

様

鹿沼市長即

総合評価落札方式による発注について

このことについて、地方自治法施行令第167条の10の2第4項、第5項及び 鹿沼市建設工事総合評価落札方式試行要綱第6条第1項の規定により、下記の工事 における総合評価落札方式の落札者決定基準について意見を求めます。また、当該 落札者決定基準により落札者を決定する場合に、改めて意見を求める必要があるか どうかについて、併せて意見を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所

添付書類 1 総合評価落札方式に関する評価調書 (様式第7号)

2 価格以外の評価点の算定方法 (個別工事) (様式第8号)

年 月 日

鹿沼市長 殿

住所(所在地)商号又は名称印 代表者氏名

価格以外の評価に係る疑義について (照会)

下記の工事について、価格以外の評価に係る疑義を次のとおり照会します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事箇所
- 3 疑義の内容

第 号 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様

鹿沼市長即

価格以外の評価に係る疑義について(回答)

年 月 日付けで疑義のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

- 1 疑義の対象となった工事
 - 工事名
 - 工事箇所
- 2 回答
 - ・ 疑義のあった内容を認め、評価結果を修正します。
 - 疑義のあった内容については、次の理由により修正できません。(理由)
- 3 修正結果の公表

修正後の評価結果については、 年 月 日に閲覧により公表します。

様式第13号(第13条関係)

第 号 年 月 日

様

鹿沼市長即

総合評価落札方式による落札者の決定について

このことについて、地方自治法施行令第167条の10の2第4項、第5項及び 鹿沼市建設工事総合評価落札方式試行要綱第13条の規定により、下記の工事に係 る落札者の決定について意見を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所

添付書類 1 総合評価落札方式に関する評価調書 (様式第7号)

2 価格以外の評価点の算定方法 (個別工事) (様式第8号)